

平成27年12月4日招集

平成27年 第5回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第123号	佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定について	1
議案第124号	佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	7
議案第125号	佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第126号	佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第127号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第128号	佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第129号	佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第130号	佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第131号	佐渡市屋外広告物条例の制定について	39
議案第132号	公の施設に係る指定管理者の指定について（相川民話の館）	59
議案第133号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）	60
議案第134号	訴えの提起について	61

議案第135号	佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の 変更について	62
議案第136号	市道路線の認定について	63
議案第137号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	64
議案第138号	平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第7号） について	66
議案第139号	平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）について	66
議案第140号	平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算 （第2号）について	66
議案第141号	平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第 2号）について	66
議案第142号	平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予 算（第2号）について	66
議案第143号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第144号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第145号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程
議案第146号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程

議案第123号

佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定について

佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の信頼を得るために必要な職員の行動規準及び市政を担うものの責務について明らかにし、もって市民の負託に応え得る健全な市政運営の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員

指定管理者等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で市の公の施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）並びにその役員及び当該管理の事務に従事する者（以下「管理事務従事者等」という。）

イ 市の事務を受託するもの（以下「事務受託者」という。）並びにその役員及び当該受託した事務に従事する者（以下「受託事務従事者等」という。）

ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者で市の事務に従事するもの（以下「派遣労働者」という。）

職員等 職員及び指定管理者等をいう。

任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及び同条第2項の規定により同条第1項に規定する権限を委任された者をいう。

要望等 職員等以外のものが職員等に対して行う当該職員等の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類するものをいう。

法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則（規程を含む。）並びに市の機関がその職務を執行するために定める基準

をいう。

不当要求行為 次に掲げるものをいう。

ア 正当な理由なく次に掲げることを求める行為

(ア) 特定の者に対して著しく有利又は不利な取扱いをすること。

(イ) 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

(ウ) 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。

(エ) 執行すべき職務を行わないこと。

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、法令等に違反すること又は職員等の職務に係る倫理に反することを行うこと。

イ 職員等の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為

ウ 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為

公益目的通報 職員等が、市政運営上の法令違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為(不作為を含む。以下「違法行為等」という。)が生じ、又は生じようとしていると思料するときに、不正防止のために行う内部通報をいう。ただし、不正に利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

(行動規準)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等の差別的扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って公正かつ親切な態度で職務を遂行しなければならない。

2 職員は、公私の別を明らかにするとともに、その職務又は地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務に関する権限行使に当たっては、その関係者から贈与を受けると市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務上知ることのできた情報を適正に管理することにより、

公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

5 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、不当な要求に対しては毅然として対応しなければならない。

6 職員は、市民に対し、その職務についての説明する責務を全うし、行政の透明化を図ることにより市政に対する理解と協力を得られるよう努めなければならない。

7 職員は、自らの言動が市政に対する市民の信頼に影響を及ぼすことを認識し、常に良識ある行動をとらなければならない。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、第1条の目的を達成するため、職員に対し適宜研修を実施する等意識の啓発及び人材の育成に努めるとともに、市民の負託に応えるために必要な措置を積極的に講じなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員(以下「管理監督者」という。)は、その管理し、又は監督する職員が第3条に規定する行動規範に従って行動するよう適切に指導を行うとともに、自ら職員の模範となるよう行動しなければならない。

(指定管理者等の責務)

第6条 指定管理者等は、市の事務を担うものとしての責任を自覚し、市政に対する市民の信頼を損なうことのないよう、この条例の趣旨に従って行動しなければならない。

(法令遵守審査会)

第7条 公益目的通報及び不当要求行為に関する調査、審査等を行うため、佐渡市法令遵守審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員3人で組織する。

3 委員は、副市長及び総務課長並びに法令に関し専門的知識を有する者とする。

4 法令に関し専門的知識を有する者である委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(公益目的通報)

第8条 職員は、違法行為等を知見したときは、公益目的通報をしなければ

ばならない。

2 指定管理者等は、公益目的通報をすることができる。

3 職員等は、公益目的通報をする場合は、誠実に行うものとし、この制度を濫用してはならない。この場合において、職員等は、公益目的通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を審査会に示さなければならない。

4 公益目的通報は、原則として実名によるものとする。ただし、匿名によることを妨げない。

(公益目的通報に係る審査会の職務)

第9条 審査会は、公益目的通報を受けたときは、当該公益目的通報の内容について速やかに調査を行うものとする。

2 審査会が行う調査は、公益目的通報の対象になっている者に対しては、原則として意見陳述の機会を与える等慎重な手続により実施するものとする。

3 審査会は、審査の結果、公益目的通報の事実があると認めるときは是正措置等についての意見を、該当する事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときはその旨を、任命権者に報告するものとする。

4 審査会は、審査の結果について公益目的通報をした職員等(以下「通報者」という。)に通知しなければならない。ただし、匿名の通報者又は報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(公益目的通報に係る措置等)

第10条 任命権者は、審査会の報告を受けたときは、速やかに審査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに審査会の意見を尊重し、違法行為等を是正し再発を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 任命権者は、通報者(職員に限る。)に対して公益目的通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

3 指定管理者若しくは事務受託者又は派遣労働者に係る労働者派遣(労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)を行う者は、その使用している者が公益目的通報を行ったことを理由として、当該その使用している者に対して、不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

らない。

(不当要求行為の報告)

第11条 職員は、不当要求行為があったときは、公正な職務の遂行を確保するために記録し、管理監督者に報告するものとする。

2 次の各号に掲げる者は、不当要求行為があると認めるときは、その旨を速やかに当該各号に定めるものに報告するものとする。

管理事務従事者等 指定管理者

受託事務従事者等 事務受託者

派遣労働者 派遣労働者を指揮し、又はこれに対し命令する地位にある者

3 前項の規定による報告を受けた者は、その対応した結果について市に報告するものとする。

(不当要求行為に係る審査会の職務)

第12条 審査会は、前条第1項及び第3項の規定による報告のうち、任命権者が必要と認めたものについて調査し、及び審査するものとする。

2 審査会は、前項の規定による調査及び審査の結果に基づき、不当要求行為に係る措置についての意見を付して、任命権者に報告するものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第13条 任命権者は、前条第2項の規定による報告を審査会から受けたときは、審査会の意見を尊重し、速やかに当該不当要求行為を行ったものに対し警告する等必要な措置をとるものとする。この場合において、任命権者は、必要があると認めるときは、当該不当要求行為を行ったものの氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第124号

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は佐渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者が

ら当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定による特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報を提供することができる場合は、市長又は教育委員会が、市長又は教育委員会に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第125号

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市税条例の一部を改正する条例

佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第8条から第18条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額を猶予期間内の各月（市長がやむを得ないと認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ご

との納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

当該猶予を受けようとする期間

分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供

に関し必要となる書類

- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

第1項第2号から第6号までに掲げる事項

- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

猶予期間の延長を受けようとする期間

第1項第5号及び第6号に掲げる事項

- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

第10条 削除

(職権による換価の猶予の手続等)

- 第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

- 2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第9条第1項第6号に掲げる事項

第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで 削除

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、佐渡市公告式条例（平成16年佐渡市条例第3号）第1条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の2第9項中「当該市内」を「市内」に改め、「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「規則で定める様式による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の3号を加える。

納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額

減免を受けようとする事由

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人

番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「規則で定める」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の5号を加える。

納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格

家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格

償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格

減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

第74条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「減免を受けようとする事由を記載した申請書」を「当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これ」に改め、同項に次の8号を加える。

軽自動車等の種別

軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第

2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

主たる定置場

原動機の型式

原動機の総排気量又は定格出力

用途

形状

車両番号又は標識番号

第90条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に、「第87条第3項」を「第89条第2項」に改め、「及び当該軽自動車等の種別」を削る。

第139条の3第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、

住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第8条から第18条まで並びに第23条第2項及び第3項の改正規定、第51条第2項、第71条第2項、第89条第2項、第90条第2項及び第3項並びに第139条の3第2項の改正規定（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）、附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第3項及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 改正後の佐渡市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条及び第13条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に掲げる規定の

施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条本文に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の2第9項の規定は、附則第1条本文に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第9項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の佐渡市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第9項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項(「納期限前7日」を「納期限」に改める部分を除く。)、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条本文に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第

1 項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第89条第2項(「納期限前7日」を「納期限」に改める部分を除く。)及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条本文に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものと

する。

第98条第1項	法施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	法施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	法施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売

り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	佐渡市税条例等の一部を改正する条例(平成27年佐渡市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第6条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第98条第4項	法施行規則第34号の2様	平成27年改正法附則第20

	式又は第34号の2の2様式	条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した法施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営

業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は

同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98	附則第20条第4項	附則第20条第12項におい

条第4項の項		て準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日

第7項の表以外の部分	第4項 から	第13項 、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条本文に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

議案第126号

佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例

佐渡市入湯税条例（平成16年佐渡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（入湯税に関する経過措置）

第2条 改正後の佐渡市入湯税条例（以下「新条例」という。）第8条の規定は、附則第1条に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第8条の規定による申告について適用し、同日前に行われた改正前の佐渡市入湯税条例第8条の規定による申告については、なお従前の例による。

議案第127号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附則第18項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第27条第2項第1号及び附則第18条の改正規定は平成28年1月1日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の佐渡市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第27条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した改正前の佐渡市国民健康保険税条例第27条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第18項の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第128号

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例

佐渡市介護保険条例(平成16年佐渡市条例第214号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)」に改める。

第13条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に、「に係る月の前前月の15日」を「を受ける日」に、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第12条第2項第1号及び第13条第2項第1号の改正規定は平成28年1月1日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の佐渡市介護保険条例(以下「新条例」という。)第12条第2項第1号及び第13条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第12条第2項及び第13条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した改正前の佐渡市介護保険条例第12条第2項及び第13条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

議案第129号

佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例

佐渡市火葬場条例(平成16年佐渡市条例第229号)の一部を次のように改正する。

第1条の表北田野浦火葬場の項及び三香苑の項を削る。

第5条第1項の表中「25,000円」を「23,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第5条第1項の表の規定は、同日以後に使用する火葬場の使用料から適用する。

議案第130号

佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成24年佐渡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「研修室」の次に「、客室」を加える。

第4条を次のように改める。

（利用時間）

第4条 センターを利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、次の各号に掲げる利用の区分において、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

会議室及び研修室の利用 午前8時30分から午後10時まで

客室の利用 午後3時から翌日午前10時（2泊以上で利用するとき
は利用を終える日の午前10時）まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

第6条の次に次の1条を加える。

（客室利用対象者）

第6条の2 客室を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の学生

前号に規定する学校の教員又は学生の引率者

前2号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者

第7条第4号中「前条」を「第6条」に改める。

第10条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

利用者の責めに帰さない理由によりセンターを利用できないとき。

客室の利用を予定していた者が、利用の予定を取り消し、又は変更

するとき。

第11条第2項中「開館時間」を「利用時間」に改め、同条第3項中「第6条」の次に「、第6条の2第3号」を加える。

第13条第5項を次のように改める。

5 指定管理者は、既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、第10条各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表(第8条、第13条関係)

使用料(税込み)

1 会議室及び研修室

室名	使用料(1時間当たり)
会議室	円 800
研修室	400

備考

許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として計算する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。

冷暖房設備を使用する場合の使用料は、上記の表の使用料(以下「原使用料」という。)に100分の30を乗じて得た額を加算した金額(以下「加算使用料」という。)とする。

営利を目的とする場合の使用料は、原使用料又は加算使用料の2倍の額とする。

2 客室

	使用料(1人1泊当たり)
	円
1泊目	2,700
2泊目以降	2,160

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第131号

佐渡市屋外広告物条例の制定について

佐渡市屋外広告物条例を次のように制定する。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 広告物等の制限（第4条 - 第35条）
- 第3章 広告物協定地区（第36条）
- 第4章 雑則（第37条 - 第42条）
- 第5章 罰則（第43条 - 第46条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物等の在り方）

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 広告物等の制限

（禁止広告物等）

第4条 次に掲げる広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

著しく汚れ、退色し、又は塗料等の剥離したもの

著しく破損し、又は老朽したもの

倒壊又は落下のおそれがあるもの

信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるお

それがあるもの

道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(禁止物件)

第5条 次に掲げる物件(以下「禁止物件」という。)に広告物等(第5号に掲げる物件については、貼り紙、貼り札等(法第7条第4項本文に規定する貼り札等をいう。以下同じ。)、広告旗(同項本文に規定する広告旗をいう。以下同じ。))及び立看板等(同項本文に規定する立看板等をいう。以下同じ。))を表示し、又は設置してはならない。

橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島及び植樹帯
街路樹及び路傍樹

信号機、道路標識、道路上の柵、駒止^{こまどめ}、道路元標、里程標、
道路情報管理施設、カーブミラー、路上信号制御機、パーキング・メ

ーター、パーキング・チケット発給設備及びこれらに類するもの

電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの

電柱、街灯柱その他電柱の類(前号に掲げるものを除く。)

消火栓、火災報知機及び火の見やぐら

郵便ポスト、電話ボックス及び路上変圧器

送電塔、送受信塔及び照明塔

煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類

銅像、神仏像及び記念碑の類
景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された
景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景
観重要樹木

前各号に掲げるもののほか、市長が指定する物件

(禁止地域等)

第6条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域等」という。)において
は、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区又は風
致地区(市長が指定する区域を除く。)

道路に接続する地域で、市長が指定する区域

停留所及びこの付近の地域で、市長が指定する区域

古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域

社寺、教会及び仏堂の建造物並びにこれらの境域で、市長が指定する区域

景観法第8条第1項の規定に基づき策定された佐渡市景観計画（以下「景観計画」という。）に定められた地域で、市長が指定する区域

2 市長が指定する場所から展望することができる広告物等で規則に定めるものについては、これを設置してはならない。

（許可地域等）

第7条 禁止地域等を除く本市地域（以下「許可地域等」という。）において、広告物等を表示し、又は設置（第4条、第5条及び前条第2項の規定によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（禁止物件、禁止地域等及び許可地域等に表示し、又は設置できる広告物等）

第8条 次に掲げる広告物等は、前3条の規定にかかわらず、禁止物件に表示し、又は設置し、並びに禁止地域等及び許可地域等において表示し、又は設置することができる。

法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

市長が指定する公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

（禁止地域等及び許可地域等に表示し、又は設置することができる広告物等）

第9条 次に掲げる広告物等は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、禁止地域等及び許可地域等において表示し、又は設置することができる。

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等（以下「自家用広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの

前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等

講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

人、動物、車両及び船舶等に表示する広告物

地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等（前各号に掲げるものを除く。以下「国等広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの

（禁止物件に表示し、又は設置することができる広告物等）

第10条 次に掲げる広告物等は、第5条の規定にかかわらず、禁止物件に表示し、又は設置することができる。

第5条第1号から第5号までに掲げる物件に表示し、又は設置する国等広告物等

第5条第8号又は第9号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

前号に掲げるもののほか、禁止物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

（禁止地域等に許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等）

第11条 次に掲げる広告物等は、第6条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより市長の許可を受けたときは、禁止地域等において表示し、又は設置することができる。

道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、若しくは設置す

る広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等

自己の住居又は営業所、事業所若しくは作業場の敷地が一般国道及び県道（市長が指定するものを除く。以下同じ。）に接していない場合において、当該自己の住居又は営業所、事業所若しくは作業場に誘導するため、当該一般国道及び県道の曲がり角、交差点等に表示し、又は設置する広告物等

（許可地域等に表示し、又は設置することができる広告物等）

第12条 次に掲げる広告物等で、規則で定める基準に適合するものについては、第7条の規定にかかわらず、許可地域等に表示し、又は設置することができる。

営利を目的としない広告物等で規則で定めるもの

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等

前2号に掲げるもののほか、表示又は設置の期間が5日を超えない広告物等

（国等広告物等に係る協議等）

第13条 国等広告物等（第9条第8号の規則で定める基準に適合するものを除く。次項及び次条第3項において同じ。）は、第6条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより国又は地方公共団体が市長に協議し、その同意を得たときは、禁止地域等において表示し、又は設置することができる。

2 国等広告物等は、第7条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより国又は地方公共団体が市長に届け出たときは、許可地域等において表示し、又は設置することができる。

（許可等の基準）

第14条 この条例の規定による広告物等の表示又は設置の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物等の表示又は設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、佐渡市景観条例（平成21年佐渡市条例第80号）第29条に規定する佐渡市景観審議会（以下「審議会」

という。)の議を経て、許可をすることができる。

- 3 前条第1項の規定による国等広告物等の表示又は設置の同意の基準は、第1項の基準に準じて市長が別に定める。

(広告物等の色彩)

第15条 この条例の規定により許可を受け、同意を得て、又は届出をして広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物等の色彩について、周囲の景観との調和を保つよう努めなければならない。

(許可の期間等)

第16条 市長は、この条例の規定による広告物等の表示又は設置の許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

- 2 前項の許可の期間は、3年以内で広告物等の種類に応じて規則で定める期間とする。

- 3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合において、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第17条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

(変更等の協議)

第18条 第13条第1項の規定により同意を得た国又は地方公共団体は、当該同意に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に協議し、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(許可の表示)

第19条 この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところに

より、当該許可に係る広告物等に許可を受けた旨の表示をしておかなければならない。

(管理義務)

第20条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。

(管理者の設置等)

第21条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物等については、この限りでない。

2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。

(除却義務)

第22条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき、又は当該広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第41条第1項に規定する広告物等について、同項に規定する期間を経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第23条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

第16条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第17条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

第17条第1項の規定に違反したとき。

次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第24条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又は当該広告物等を管理する者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又は当該広告物等を管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、期限を定め、これを除却する旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を広告しなければならない。

3 前項の期限は、告示の日から起算して5日を経過する日以後としなければならない。ただし、公衆に危害を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第25条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

保管した広告物等の名称又は種類及び数量

保管した広告物等が表示され、若しくは設置され、又は放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日

当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所

前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第26条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第7条第4項の規定により除却した広告物等については、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。

前号の掲示に係る広告物等のうち特に貴重と認められるものについて、当該掲示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（第30条及び第33条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を規則で定める方法により公示すること。

- 2 市長は、前項の方法で公示を行うとともに、規則で定める様式について、規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

（保管した広告物等の売却等）

第27条 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が、滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前条第1項第1号の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

法第7条第4項の規定により除却された広告物等 2日

特に貴重な広告物等 3月

前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 14日

- 2 前項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

（広告物等の価額の評価の方法）

第28条 前条の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関して専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（広告物等の価額が著しく低い場合の処分の特例）

第29条 市長は、前条に規定する広告物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物等を廃棄

することができる。

(広告物等の除却等の措置に要した費用の負担)

第30条 第24条第2項及び第25条から第28条まで並びに法第7条第4項に規定する広告物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物等の返還を受けるべき広告物等の所有者等(第24条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。)に負担させることができる。

(返還できない広告物等の所有権の帰属)

第31条 第26条第1項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお法第8条第1項の規定により保管した広告物等(第27条第1項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を返還することができないときは、当該広告物等の所有権は、市に帰属する。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第32条 第27条第1項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合その他競争入札に付することが適当でない認められる場合については、随意契約により売却することができる。

(広告物等を返還する場合の手続)

第33条 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等(第27条第1項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物等の返還を受けべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

(処分、手続等の効力の承継)

第34条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者について変更があった場合においては、この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(変更等の届出)

第35条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設

置する者又は当該広告物等を管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者は、当該広告物等が滅失したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者が、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 広告物協定地区

(広告物協定地区)

第36条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物等に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）

広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

広告物協定の有効期間

広告物協定に違反した場合の措置

前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関する事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

- 4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。
- 5 広告物協定の地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。
- 6 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る地区内において広告物等を表示し、又は設置する者に対し、景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。
- 7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

第4章 雑則

(立入検査等)

第37条 市長は、この条例の規定を実施するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは広告物等を管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第38条 この条例の規定による許可(これらの期間の更新を含む。以下この項において同じ。)を受けようとする者は、別表に掲げる手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために貼り紙、貼り札等、広告旗及び立看板等を表示し、又は設置するために許可を受けようとする場合は、当該手数料を納めることを要しない。

2 次条第3号に規定する許可を受けようとする者及び広告物等の表示又は設置が第14条第1項の基準に適合しない場合において同条第2項の規定により審議会の議を経て許可を受けようとする者は、前項の手数料のほか、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

貼り紙及び貼り札等 1枚につき5,125円

立看板等、広告旗、横断幕、懸垂幕、電柱類広告、野立広告板、野立広告塔、屋上広告、壁面広告、突出広告、アーチ広告、つり下げ広告及びアドバルーン 1個につき5,125円

前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 1単位につき5,125円

(審議会の意見聴取)

第39条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

第5条第4号及び第12号、第6条第1項各号、第8条第3号並びに第11条第2号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、並びに第36条第1項、第3項及び第7項の規定による認定をしようとするとき。

第8条第3号、第9条第1号から第3号まで及び第8号、第10条第2号、第12条並びに第14条第1項及び第3項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

第11条及び第17条第1項の規定による許可(第11条第2号に掲げる広告物等に係るものに限る。)をしようとするとき。

第13条第1項及び第18条の規定による同意をしようとするとき。

(告示)

第40条 市長は、前条第1号に規定する指定をし、若しくはその変更をし、又は同号に規定する認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(経過措置)

第41条 第5条から第7条までの規定により新たに禁止物件又は禁止地域等若しくは許可地域等となった際、当該禁止物件又は禁止地域等若しくは許可地域等となった物件又は地域若しくは場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該禁止されることとなった

日又は許可を要することとなった日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、第5条から第7条までの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

2 第36条第1項又は第3項の規定による認定があつた際、当該認定により新たに広告物協定地区となつた区域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該認定の日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、第36条の規定は、適用しない。

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第43条 第24条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第5条から第7条までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者

第17条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者

第22条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかつた者

第45条 第37条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第43条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物等（国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号。以下「県条例」という。）の規定により協議し、その同意を得ていたもの又は届出していたものを除く。）であって、この条例の規定に適合しないこととなるものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3年間（県条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。
- 3 前項に規定する広告物等であつて、施行日から3年を経過する日（県条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間が満了する日）までの間に改修、移転又は除却をすることが容易でないとし市長が認めるものについては、その期間を経過した後においても、その期間内に規則で定めるところにより市長の許可を受けたときは、当分の間、第7条又は第11条の規定による許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、県条例の規定により協議し同意を得ていたもの又は届出していたものであつて、第13条第1項の規定により新たに市長に協議し、その同意を得なければならないこととなるもの又は同条第2項の規定により新たに市長に届け出なければならないこととなるものについては、施行日以後は、同条第1項の規定による同意が得られ、又は同条第2項の規定による届出がなされたものとみなす。
- 5 施行日の前日までに県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するもの（附則第2項又は前項に該当する場合を除く。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に県条例の規定によりされている申請に係る許可（許可の期間の更新を含む。）については、なお従前の県条例の例によ

る。

7 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の県条例の例による。

8 第39条の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、審議会の意見を聴かないで、第6条第1項第2号及び第6号、第8条第3号並びに第11条第2号の規定による指定をし、並びに第8条第3号、第9条第1号から第3号まで及び第8号、第10条第2号、第12条並びに第14条第1項並びに第3項に規定する基準を定めることができる。

(佐渡市手数料条例の一部改正)

9 佐渡市手数料条例(平成16年条例68号)の一部を次のように改正する。
別表建設課関係の表10及び11の項を削る。

別表（第38条関係）

種類	手数料の額		備考
	単位	金額	
貼り紙	1枚	5円	「貼り紙」とは、紙製のもののその他これに類するもので建物その他の工作物等に貼り付けるものをいう。
貼り札等	1枚	100円	「貼り札等」とは、容易に取り外すことができる状態で、建物その他の工作物等に取り付ける貼り札その他これに類する広告物をいう。
立看板等	1個	300円	「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は建物その他の工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物等（これを支える台を含む。）をいう。
広告旗	1個	430円	「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で建物その他の工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。

横断幕 懸垂幕		1 個	430円	「横断幕」及び「懸垂幕」とは、布状のものを、さお、ひも等に掛け、建物その他の工作物等を利用して設置するもので、容易に取り外すことができるものをいう。
電柱類広告		1 個	400円	「電柱類広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに巻き付け、若しくは袖付けにし、又は直接塗装するものをいう。
野立広告板 野立広告塔 屋上広告 壁面広告	面積が 1 平方メートル以内のもの	1 個	700円	「野立広告板」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状以外のものをいう。
突出広告 アーチ広告 つり下げ広告	面積が 1 平方メートルを超え 3 平方メートル以内のもの	1 個	1,100円	「野立広告塔」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状のものをいう。 「屋上広告」とは、建物の屋上に固定して設置するものをいう。 「壁面広告」とは、建物の外壁面に固定して設置するもの(外壁面から突き出すものを除く。)をいう。
	面積が 3 平方メートルを超え 5 平方メートル以内のもの	1 個	1,600円	「突出広告」とは、建物の外壁面に固定して設置するもの(外壁面から突き出す

の			ものに限る。)をいう。 「アーチ広告」とは、堅ろうな材料を使用して作成され、道路を横断して設置されるものをいう。 「つり下げ広告」とは、アーケード類に固定して設置するものをいう。
面積が5平方メートルを超え10平方メートル以内のもの	1個	2,700円	
面積が10平方メートルを超えるもの	1個	2,700円に10平方メートルを超える面積5平方メートルまでごとに1,100円を加算した額	
アドバルーン	1個	1,500円	「アドバルーン」とは、気球を利用して表示するものをいう。

注1 面積は、全ての表示面の面積を合計したものとする。

2 この表に定めのない種類の広告物等に係る手数料の額については、この表に定める種類の手数料の額との均衡等を考慮して市長が別に定める。

議案第132号

公の施設に係る指定管理者の指定について（相川民話の館）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
相川民話の館

- 2 指定管理者となる団体の名称
北片辺集落

- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第133号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐和田森林公園オートパークさわた
- 2 指定管理者となる団体の名称
大佐渡トレッキングガイド倶楽部
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第134号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者(以下「滞納者」という。)

2 請求の要旨

滞納者は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、本市の再三にわたる催告にもかかわらずこれを支払わなかった。

そこで、本市は、滞納者に対し市営住宅明渡請求書を送付し、市営住宅の明渡しの請求を行った。

しかし、滞納者はその後も明渡しをしないため、滞納者に対し建物明渡請求並びに未払家賃及び明渡しまでの家賃相当損害金の支払請求の訴えを提起するものである。

3 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第135号

佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について

佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（佐渡市辺地総合整備計画書（平成25～27年度）（第4次変更）別紙添付）

議案第136号

市道路線の認定について

下記の路線を市道路線に認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
7区浦の川内6号線	佐渡市松ヶ崎 835番1地先	佐渡市多田 675番1地先	308.0	4.2 ~ 12.3
苳場47号線	佐渡市苳場 1679番1地先	佐渡市苳場 143番2地先	720.0	3.7 ~ 17.1
下川茂62号線	佐渡市下川茂 577番4地先	佐渡市下川茂 1684番15地先	452.0	6.0 ~ 14.9

平成27年12月4日 提出

佐渡市長 甲斐 元也

議案第137号

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成27年12月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

第12条中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

別表第2の4の項中「第17条第4項」を「第17条の2第2項」に、「採用及び昇任試験」を「採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験」に改め、同表6の項中「小千谷市」を「新発田市、小千谷市」に改め、同表7の項中「三条市」の次に「、新発田市」を加える。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

- 議案第138号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算(第7号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第139号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第140号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第141号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第2号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第142号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第2号)について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。

《平成27年度 佐渡市一般会計補正予算（第7号）概要》

1. 補正予算について

- ・佐渡ふるさと島づくり寄附金事業の増額計上
- ・台風15号による水稲被害に対する支援に係る債務負担行為を設定
- ・その他の経費については、小・中学校体育館天井撤去事業に60,250千円、各施設の修繕料に53,136千円、小・中学校就学援助費に19,814千円、特別会計繰出金に16,241千円など9月補正予算編成後の事由による緊急性のある経費について計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	46,181,030
補正額	243,594
累計予算額	46,424,624

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

地方交付税	128,918
国・県支出金	21,127
寄附金	93,000

4. 主な事業

（単位：千円）

佐渡ふるさと島づくり寄附金事業【地域振興課】

補正額：47,383

（事業内容）

- ・佐渡ふるさと寄附金（ふるさと納税）の拡充に伴う寄附金の増額及び返礼経費の増額計上
- 歳入：寄附金 92,000千円の増
- 歳出：謝礼 46,000千円の増、通信運搬費 394千円の増、手数料 989千円の増

平成27年台風被害等復旧支援資金保証料補助金（債務負担行為）

【農林水産課】

（事業内容）

- ・8月25日～26日にかけて発生した台風15号による相川地区を中心とした水稲被害への支援として、JA佐渡が実施する無利子（5年間）の貸付資金に対する保証料への補助
- 期 間：平成27年度～平成32年度
- 金 額：134千円
- （融資総額17,850千円、保証料率0.25%）

議案第139号

平成27年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)概要

1. 補正予算について

- ・ 人間ドック費用助成額の増額計上

2. 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	734,547
補正額	600
累計予算額	735,147

3. 財源内容 (単位：千円)

人間ドック費用助成補助金の増額・・・・・・・・・・600

4. 補正内容 (単位：千円)

総務費 600
・ 人間ドック委託料・・・・・・・・・・600

議案第140号

《平成27年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

制度改正に伴う介護事業所台帳システム整備費の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	8,804,501
補正額	2,409
累計予算額	8,806,910

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	1,188
繰入金	1,221

4. 主な補正内容

(単位：千円)

介護事業所台帳システム整備費	2,409
----------------	-------

議案第141号

《平成27年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・下水道建設費の増減額補正を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	3,352,307
補正額	15,000
累計予算額	3,367,307

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

一般会計繰入金	11,573
諸収入（下水道補償料）	3,427

4. 主な補正内容

（単位：千円）

測量設計委託料（新穂等）の増額	360
汚水管渠工事（佐和田等）の増額	14,580
雨水管渠工事（佐和田等）の減額	14,940
水道管等補償費（真野）の増額	15,000

議案第142号

《平成27年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第2号)概要》

1. 補正予算について

施設備品の故障に伴う備品購入費及び設置工事費の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	605,155
補正額	3,447
累計予算額	608,602

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	3,447
---------	-------

4. 主な補正内容

(単位：千円)

大型洗濯機・ガス式乾燥機設置工事	359
大型洗濯機・ガス式乾燥機購入費	3,088